



大津市公報

令和 7 年 4 月 1 日
号 外（第 23 号）

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目 次

○ 企 業 局 管 理 規 程

3	大津市企業局事務分掌規程の一部改正	1
4	大津市企業局入札監視委員会規程の一部改正	5
5	大津市ガス特定運営事業等検証委員会規程の一部改正	5
6	大津市浄水施設等整備・運営事業審査委員会規程の一部改正	5
7	大津市企業局事務決裁規程の一部改正	5
8	大津市企業局文書取扱規程の一部改正	8
9	大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する企業局管理規程の一部改正	9
10	大津市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正	9
11	大津市企業局職員給与規程の一部改正	10
12	大津市企業局職員の職名規程の一部改正	10
13	大津市企業局会計規程の一部改正	10
14	大津市下水道条例施行規程の一部改正	10

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第3号

大津市企業局事務分掌規程（昭和40年公営企業部管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第2条第1項中「局に」の次に「企業戦略・危機対策室並びに」を加え、「企業総務部」を「企業経営部」に、

「お客様設備課
「技術部
水道ガス整備課
水道ガス改良課
下水道整備課
お客様設備課
施設部
維持管理課
下水道施設課」

水道事業部
水道計画管理課
水道整備課
下水道事業部
下水道計画課
下水道整備課
ガス事業部
ガス計画整備課
ガス管理課」

を に改め、同条第2項中「施設部」を「水道事業部」に改め、同

条第3項を次のように改める。

3 前2項に定めるもののほか、課に次の分室を置く。

企業総務課
デジタル推進室
人と技術の継承推進室
浄水施設課
浄水整備推進室

第2条第4項中「下水道施設課」を「下水道事業部」に改める。

第2条の2中「同条第3項に規定する経営戦略室及び」及び「、室」を削る。

第3条第1項中「企業総務長、技術事業長、施設事業長」を「企業調整監、水道事業長、下水道事業長、ガス事業長」に改め、同条第2項中「浄水管理センター所長」の次に「、ガス事業次長」を加える。

第4条の表企業総務長の項中「企業総務長」を「企業調整監」に、「企業総務部」を「企業経営部」に改め、同表技術事業長の項中「技術事業長」を「水道事業長」に、「技術部」を「水道事業部」に改め、同表施設事業長の項中「施設事業長」を「下水道事業長」に、「施設部」を「下水道事業部」に改め、同項の次に次のように

加える。

ガス事業長	上司の命を受け、ガス事業部の事務を掌理するとともに、事務事業の調整を図り、所属職員を指揮監督する。
-------	---

第4条の表浄水管理センター所長の項の次に次のように加える。

ガス事業次長	上司の命を受け、ガス事業部の事務のうち専門的な知識又は経験を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
--------	--

第5条（見出しを含む。）中「部の」を「企業戦略・危機対策室及び部の」に改め、第2号を削り、同条第1号中「企業総務部」を「企業経営部」に改め、アを削り、イをアとし、ウをイとし、エをウとし、オからキまでを削り、クをエとし、ケからサまでをオからキまでとし、同号シ中「使用料」の次に「の収納及び徴収」を加え、同号シを同号クとし、同号に次のように加え、同号を同条第2号とする。

ケ 給水装置、排水設備及びガス供給装置（内管及び内管に係るガスの供給施設をいう。以下同じ。）に関する事。

第5条に第1号として次の1号を加える。

(1) 企業戦略・危機対策室

- ア 局の事業の経営方針に関する事。
- イ 危機管理及び防災に関する事。
- ウ 経営計画に関する事。
- エ 広報に関する事。
- オ 料金及び使用料の調査、検討及び設定に関する事。
- カ 室の一般庶務に関する事。

第5条第3号を次のように改める。

(3) 水道事業部

- ア 水道事業の総合計画に関する事。
- イ 水道の工事にに関する事。
- ウ 水道施設の維持管理に関する事。
- エ 水道の災害対策及び事故対応に関する事。
- オ 浄水処理に関する事。
- カ 取水、浄水等の水質に関する事。

第5条に次の2号を加える。

(4) 下水道事業部

- ア 下水道事業の総合計画に関する事。
- イ 下水道の工事にに関する事。
- ウ 下水道施設の維持管理に関する事。
- エ 下水道の災害対策及び事故対応に関する事。
- オ 下水処理に関する事。
- カ 下水の水質に関する事。

(5) ガス事業部

- ア ガス事業の総合計画に関する事。
- イ ガスの工事にに関する事。
- ウ ガス供給施設（ガス供給装置を除く。以下同じ。）の維持管理に関する事。
- エ ガスの保安に関する事。

第6条第10号中「、危機管理室」を削る。

第11条から第16条までを次のように改める。

（お客様設備課の分掌事務）

第11条 お客様設備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 開発事業に伴う水道及びガスの供給申請並びに下水道施設の設置申請に係る調査、回答及び関係課との調整に関する事。
- (2) 給水申請に係る配水管の施設受納に関する事。
- (3) 指定給水装置工事事業者、下水道排水設備指定工事店及び指定ガス工事店に関する事。
- (4) 給水装置、排水設備及びガス供給装置に係る工事の受付、審査及び清算に関する事。
- (5) 給水装置の申込に伴う鉛製給水管に係る対策に関する事。

- (6) 道路、河川等の占用掘削等に係る協議、立会及び申請に関する事。
- (7) 公共汚水ますの設置に関する事。
- (8) 水洗便所等の改良助成に関する事。
- (9) 自家用汚水ポンプ施設設置等補助に関する事。
- (10) 水道、下水道及びガスの配管図等の照会に関する事。
- (11) 給水装置、排水設備及びガス供給装置に係る工事の検査及び技術指導に関する事。
- (12) 下水道に係る水洗化の普及及び促進に関する事。
- (13) 課の一般庶務に関する事。

（水道計画管理課の分掌事務）

第12条 水道計画管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 水道事業に係る総合企画及び総合調整に関する事。
- (2) 水道施設に関する企画、調査及び統計に関する事。
- (3) 水道事業計画の策定等に関する事。
- (4) 水道事業等の認可及び水利権に関する事。
- (5) 水道事業における広域化の推進に関する事。
- (6) 水道事業に係る交付金、国庫補助等の総合調整に関する事。
- (7) 導水管、送水管及び配水管（以下「導送配水管」という。）の漏水防止計画の策定及び実施（修繕工事を除く。）に関する事。
- (8) 導水施設、送水施設及び配水施設（ポンプ施設、配水池等を除く。以下「導送配水施設」という。）の管理計画の策定及び実施に関する事。
- (9) ガス特定運営事業等に係る業務（水道施設に係るものに限る。）の管理及び調整に関する事。
- (10) 水道の維持管理及び事業計画に係る水運用の変更並びに送水管及び配水管（以下「送配水管」という。）の洗浄作業に関する事。
- (11) 水道修繕業務等に係る舗装箇所の復旧に関する事。
- (12) 導送配水施設に係る用地の取得及び管理に関する事。
- (13) 導送配水管に係る占用許可の更新事務に関する事。
- (14) 水道の私有管等の受納処理に関する事。
- (15) 水道施設の災害対策に関する事。
- (16) 水道に係る事故等の対応に関する事。
- (17) 課の一般庶務に関する事。

（水道整備課の分掌事務）

第13条 水道整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 水道事業計画に基づく導送配水施設の設計及び施工に関する事。
- (2) 経年管（導送配水管に限る。）の改良工事に係る設計及び施工に関する事。
- (3) 漏水、給水不良等に伴う改良工事に係る導送配水管の設計及び施工に関する事。
- (4) 給水申請に係る送配水管の設計及び施工に関する事。
- (5) 給水申請に係る送配水管の自主施工監理に関する事。
- (6) 局の水道事業以外の事業に起因する導送配水管の移設又は撤去工事に係る設計及び施工に関する事。
- (7) 鉛製給水管更新事業に係る設計及び施工に関する事。
- (8) 工事の施工に伴う送配水管の洗浄作業に関する事。
- (9) 課の一般庶務に関する事。

（下水道計画課の分掌事務）

第14条 下水道計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 下水道事業に係る総合企画及び総合調整に関する事。
- (2) 下水道事業の事業計画、基本計画及び長期計画の策定及び決定に関する事。
- (3) 流域別総合下水道計画に関する事。
- (4) 公共下水道の整備計画の策定に関する事。
- (5) 公共下水道の改築及び更新並びに耐震化の計画に関する事。
- (6) 流域下水道に係る新規の計画区域外流入に関する事。
- (7) 公共下水道の整備に係る用地の処理及び補償に関する事。
- (8) 国及び滋賀県に対する補助申請に関する事。
- (9) 流域下水道使用承認申請に関する事。
- (10) 流域下水道建設負担金に関する事。

- (11) 大津市公共下水道事業終末処理場運営協議会その他の協議会等に関する事。
- (12) 公共下水道に係る財産の統括管理に関する事。
- (13) 公共下水道の供用開始に関する事。
- (14) 下水道法（昭和33年法律第79号）の規定による行為の許可及び大津市下水道条例（昭和43年条例第36号）第23条の2第1項の規定による占用の許可に関する事。
- (15) 公共下水道管の占用の協議及び申請事務に関する事。
- (16) 公共下水道事業受益者負担金の賦課及び徴収に関する事。
- (17) 事業用排水、流域下水道に接続する箇所等の調査及び指導並びに下水の水質検査に関する事。
- (18) 開発事業、下水道法第16条に規定する工事等又は同法第24条第1項各号に掲げる行為（次号において「開発事業等」という。）により設けられた雨水渠きよに関する事。
- (19) 開発事業等により設けられた管渠施設の検査に関する事。
- (20) 公共下水道台帳の管理に関する事。
- (21) 下水道の災害対策及び事故対応に係る連絡調整に関する事。
- (22) 課の一般庶務に関する事。

（下水道整備課の分掌事務）

第15条 下水道整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公共下水道の工事の調査、測量、設計及び施工に関する事。
- (2) 公共下水道の改築及び更新並びに耐震化の工事に関する事。
- (3) 公共下水道の整備に係る占用の協議及び申請事務に関する事。
- (4) 公共下水道に係るポンプ施設の統廃合に関する事。
- (5) 公共下水道（処理施設を除く。）の点検、補修及び維持管理に関する事。
- (6) 公共下水道の整備に係る補償（用地の補償を除く。）に関する事。
- (7) 不明水対策に関する事。
- (8) 水環境創造事業に関する事。
- (9) 公共下水道台帳の作成に関する事。
- (10) 下水道の災害対策及び事故対応に係る復旧作業に関する事。
- (11) 課の一般庶務に関する事。

（ガス計画整備課の分掌事務）

第16条 ガス計画整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) ガス事業に係る総合企画及び総合調整に関する事。
- (2) ガス事業計画の策定に関する事。
- (3) ガス供給施設に関する企画及び調査に関する事。
- (4) ガス事業に係る職員が取得すべき資格及び職員への教育に関する事。
- (5) ガス事業に係る災害対策及び復旧計画に関する事。
- (6) 外管工事資格に関する教育及び試験に関する事。
- (7) ガスの導管（内管を除く。以下「ガス導管」という。）の整備事業に係る工事の設計及び施工に関する事。
- (8) ガス供給申請に係るガス導管の工事の調整、設計及び施工に関する事。
- (9) 経年管（ガス導管及び一の内管から複数に分岐した内管に限る。）の改良工事に係る設計及び施工に関する事。
- (10) ガス導管の周囲において、局のガス事業以外の事業に係る工事（以下「他工事」という。）に起因するガス導管の移設工事に係る設計及び施工に関する事。
- (11) ガス導管の撤去に係る工事の設計及び施工に関する事。
- (12) 他工事（水道事業の工事に限る。）の受付、協議、立会及び巡回に関する事。
- (13) 課の一般庶務に関する事。

第19条を第20条とする。

第18条危機管理室の項を削り、同条人と技術の継承推進室の項第2号中「促進に関する」を「促進に係る」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 技術継承に係る取組に関する事。

第18条経営戦略室の項を削り、同条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（ガス管理課の分掌事務）

第17条 ガス管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) ガス導管の点検、補修及び維持管理に関する事。

- (2) ガスの保安に関すること。
- (3) ガス特定運営事業等に係る業務（ガス施設に係るものに限る。）の管理及び調整に関すること。
- (4) ガス事業に係る保安教育及び訓練に関すること。
- (5) ガス導管の用地管理に関すること。
- (6) ガス導管に係る占用許可の更新事務に関すること。
- (7) 業務用無線設備の維持管理に関すること。
- (8) 経年埋設内管対策に関すること。
- (9) 整圧器及び電気防食設備の改良工事の設計及び施工並びに維持管理に関すること。
- (10) ガバナ遠隔監視制御システムの維持管理及び運用に関すること。
- (11) 液化石油ガス発生設備の維持管理に関すること。
- (12) 他工事（水道事業の工事以外の工事に限る。）の受付、協議、立会及び巡回に関すること。
- (13) 課の一般庶務に関すること。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第4号

大津市企業局入札監視委員会規程（平成24年企業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第8条中「企業局企業総務部契約管財課」を「企業局企業経営部契約管財課」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第5号

大津市ガス特定運営事業等検証委員会規程（平成31年企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第7条中「企業局企業総務部経営経理課経営戦略室」を「企業局企業戦略・危機対策室」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第6号

大津市浄水施設等整備・運営事業審査委員会規程（令和4年企業局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第7条中「企業局施設部浄水管理センター浄水施設課浄水整備推進室」を「企業局水道事業部浄水管理センター浄水施設課浄水整備推進室」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第7号

大津市企業局事務決裁規程（昭和60年企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第2条第10号中「企業総務長、技術事業長及び施設事業長」を「企業調整監、水道事業長、下水道事業長及びガス事業長」に改める。

第9条第3項中「知識、」を「知識及び」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「知識、」を「知識及び」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 ガス事業次長は、局長又は次長の命を受け、ガス事業部の事務のうち専門的な知識及び経験を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは担当職員を指揮監督する。この場合において、ガス事業次長は、局長又は次長が定めるものについては課長と同等の職務権限を行使するものとする。

別表第1号の表1の部1の項第2号中

「	企業総務課 長 経営戦略室 長	」	を	「	企業戦略・ 危機対策室 長 企業総務課 長	」	に改め、
---	--------------------------	---	---	---	-----------------------------------	---	------

別表第1号の表3の部1の項第1号及び第2号並びに同部2の項第1号及び第2号中

「	企業戦略・ 危機対策室 長 企業総務課 長 経営経理課 長	」	を	「	企業総務課 長 経営経理課 長	」	に改め、同部10の項中	「	企業総務課 長 経営経理課 長	」	を	「	企業総務課 長 経営経理課 長	」
---	---	---	---	---	--------------------------	---	-------------	---	--------------------------	---	---	---	--------------------------	---

「	経営経理課 長の合議 は、経営経 理課長の執 行通達によ る。	」	に改め、同部12の項第1号中	「	経営経理課 長 契約管財課 長	」	を	「	経営経理課 長 契約管財課 長	」	に改め、同部12の項第1号中	「	経営経理課 長の合議 は、経営経 理課長の執 行通達によ る。	」
---	--	---	----------------	---	--------------------------	---	---	---	--------------------------	---	----------------	---	--	---

に改め、同号ウ中「以上」を「を超え」に改め、同号エを削り、同項第2号中「エ」を「ウ」に改め、同項第3号中「50万円未満」を「100万円以下」に、「経営経理課長」を「契約管財課長」に改め、「契約管財課長の」を削り、同部17の項第1号、同部18の項第2号及び同部22の項中「経営戦略室長」を「企業戦略・危機対策室長」に改め、別表第1号の表5の部1の項中

「	経営経理課 長 契約管財課 長	」	を	「	経営経理課 長 契約管財課 長	」	に改め、別表第1号の表5の部1の項中	「	経営経理課 長の合議 は、経営経 理課長の執 行通達によ る。	」
---	--------------------------	---	---	---	--------------------------	---	--------------------	---	--	---

に改め、同部4の項第3号中「ただし、30万円未満のものについては、経営経理課長執行通達」を「経営経理課長の合議は、経営経理課長の執行通達」に改め、別表第1号の表6の部1の項中「ただし、合議について」を「合議」に改め、同項第2号中「100万円以上」を「150万円を超え」に改め、同項第3号中「100万円未満」を「150万円以下」に、「ただし、30万円未満のものについて」を「合議」に改め、同部2の項第3号中「ただし、

30万円未満のものについて」を「合議」に改め、別表第1号の表7の部1の項第4号中「ただし、130万円未満のものについては」を「合議は、」に改め、同部7の項中「130万円」を「200万円」に、「50万円」を「100万円」に改め、別表第2号の表企業総務課の部の前に次のように加える。

企業戦略・危機対策室	1 防災に関する事務	1 企業局災害対策本部の設置及び廃止の決定 2 災害対策訓練の実施の決定	○	○						
------------	------------	---	---	---	--	--	--	--	--	--

別表第2号の表工事監理課の部1の款1の項中「130万円」を「200万円」に改め、同号の表水道ガス整備課の部を次のように改める。

お客様設備課	1 給水、排水及びガス供給に関する事務	1 申請への回答 (1) 負担金工事 ア 負担金を要するもの (ア) 単価を定めていないもの (イ) 単価を定めているもの イ 負担金を要しないもの (2) 負担金工事以外のもの ア 重要なもの イ 一般的なもの 2 開発に伴う水道又は下水道の承認工事の決定 3 給水装置工事、排水設備工事及びガス内管工事の審査等の決定 (1) 一般的なもの ア 一般家屋 (ア) 引込管工事を伴うもの (イ) 引込管工事を伴わないもの イ 一般家屋以外のもの (2) 軽易なもの		○	○	○			経営経理課長	
	2 指定給水装置工事事業者に関する事務	1 事業者の指定並びにその効果の取消し及び停止 (1) 特に重要なもの (2) 重要なもの	○		○				水道整備課長 下水道計画課長 下水道整備課長	水道整備課長の合議は水道に関するものに、下水道計画課長及び下水道整備課長の合議は下水道に関するものに限る。
						○		○	企業総務課長 契約管財課長	

3	下水道 排水設備 指定工事 店に関する 事務	(3) 一般的なもの				○						
		1 工事店の指定並びにその 効果の更新、取消し及び 停止										
4	指定ガ ス工事店 に関する 事務	(1) 特に重要なもの	○								企業総務課 長 契約管財課 長	
		(2) 重要なもの				○						
		(3) 一般的なもの				○						
		1 工事店の指定並びにその 効果の更新、取消し及び 停止										
		(1) 特に重要なもの	○								企業総務課 長 契約管財課 長	
		(2) 重要なもの				○						
		(3) 一般的なもの				○						
		2 外管責任技術者及び外管 工事士の登録並びにその 効果の更新、取消し及び 停止										
		(1) 特に重要なもの	○								企業総務課 長	
		(2) 重要なもの				○						
		(3) 一般的なもの				○						

別表第2号の表下水道施設課の部中「下水道施設課」を「下水道計画課」に改め、同号の表お客様設備課の部を次のように改める。

ガス 計画 整備 課	1 外管責任技術者及び外管工事士に関する事務	1 試験の実施及び合否の決定	○							お客様設備課長	
---------------------	------------------------	----------------	---	--	--	--	--	--	--	---------	--

別表第2号の表危機管理室の部を削る。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第8号

大津市企業局文書取扱規程（昭和30年公営企業部管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第4条第1項中「規定する課」を「規定する企業戦略・危機対策室、課」に改める。

第12条第1項中「前4条」を「第11条から第11条の4まで」に改める。

第41条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表中「経営経理課経営戦略室」を「企業戦略・危機対策室」に改める。

様式第2号中「第20条の2関係」を「第21条関係」に、「企業総務長」を「企業調整監」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第9号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する企業局管理規程（平成24年企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第3条第2項中「企業総務長」を「企業調整監」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第10号

大津市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年企業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第9条第1項第8号中「次のいずれにも該当する会計年度任用職員」を「1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの」に改め、「第17号」の次に「から第19号まで」を加え、同号ア及びイを削り、同項第17号中「しないが」を「していないが」に改め、「者」の次に「又はパートナー関係（当事者の一方又は双方が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向が異性に限られない者又は同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であり、人生において互いに協力して継続的に生活を共にすることを約したと認められる二者の関係をいう。次号において同じ。）にある者」を加え、同項第18号中「（1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。次号において同じ。）」を削り、「小学校就学前の」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に、「しないが」を「していないが」に改め、「ある者」の次に「又はパートナー関係にある者」を加え、「ため又は」を「ため、」に、「勤務しない」を「、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして公営企業管理者が定める事由に伴う当該子の世話をを行うため又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち公営企業管理者が定めるものに参加するため勤務しない」に改め、同項第19号中「小学校就学前の」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改め、「（以下」の次に「この号において」を加え、同条第5項中「（1週間の勤務時間（勤務日ごとに異なる勤務時間が定められている会計年度任用職員にあっては、当該会計年度の全ての勤務日の勤務時間の合計を52で除して得た時間をいう。）が30時間以上とされている会計年度任用職員に係るものに限る。）」を削り、「10日」を「次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める日」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 1週間の勤務日が5日とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が217日以上であるものであって、1週間の勤務時間（勤務日ごとに異なる勤務時間が定められている会計年度任用職員にあっては、当該会計年度の全ての勤務日の勤務時間の合計を52で除して得た時間をいう。次号において同じ。）が30時間以上とされているもの 10日
- (2) 1週間の勤務日が4日とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が169日から216日までであるものであって、1週間の勤務時間が30時間未満とされているもの 7日
- (3) 1週間の勤務日が3日とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日から168日までであるもの 5日
- (4) 1週間の勤務日が2日とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が73日から120日までであるもの 3日
- (5) 1週間の勤務日が1日とされている会計年度任用職員又は週以外の期間ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が48日から72日までであるもの 1日

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（介護両立支援制度等に係る措置）

第13条 勤務時間規程第15条第1項各号に掲げる者が当該会計年度任用職員の介護を必要とする状況に至った場合における仕事と介護との両立に資する制度又は措置について公営企業管理者がとるべき措置については、一般職の企業局職員の例による。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第11号

大津市企業局職員給与規程（昭和34年公営企業部管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第7条第1項中「下水道施設課又は同課水再生センターに勤務する」を削り、「場合」を「とき」に改める。
第13条第2項第1号中「228,200円」を「248,600円」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第12号

大津市企業局職員の職名規程（昭和27年公営企業部管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第3条第1項第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 企業調整監
- (3) 水道事業長
- (4) 下水道事業長

第3条第1項中第17号を第19号とし、第5号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) ガス事業長
- (6) ガス事業次長

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第13号

大津市企業局会計規程（昭和39年公営企業部管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第2条第2項中「企業総務長」を「企業調整監」に改め、同条第5項中「下水道施設課」を「下水道計画課」に改める。

第3条の2及び別表第1中「企業総務長」を「企業調整監」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第14号

大津市下水道条例施行規程（平成22年企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

大津市公営企業管理者 南 堀 弘

第5条第5号中「厨あいよけ装置」を「ちゅうかい厨芥よけ装置」に、「厨あいを」を「厨芥を」に改める。
様式第24号を次のように改める。

様式第24号（第21条関係）

排水設備設置義務免除許可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市公営企業管理者

住 所

申請者

氏 名

(電話番号)

大津市下水道条例施行規程第21条第1項の規定により、次のとおり申請します。

排水する施設の所在地	
排水の種類	
排水の処理方法	
排水量	
排水先	
敷地面積	
理由	
添付図書	1 付近の見取図 2 配置図 3 排水経路図 4 水質試験表又は排水施設計画書 5 排水先の管理者等との協議内容が分かるもの
備考	

様式第25号中「排水設備設置義務免除について」の次に「、大津市下水道条例施行規程第21条第2項の規定に基づき」を加え、「排出場所」を「排水する施設の所在地」に、「放流水の」を「排水の」に、「放流量」を「排水の処理方法」に、「放流先」を「排水量」に改める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にある改正前の大津市下水道条例施行規程様式第24号の規定により調製した申請書は、この規程の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。